

労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する

告示案要綱（たたき台）

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者として、ITストラテジスト試験に合格した者を加えるものとする事。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする事。
- 三 この告示は、平成二十七年四月一日から適用するものとする事。